古賀市新たな観光事業促進補助金 Q&A（060401）

【総論】	
Q	申請から補助金交付までの流れを教えてください。
A	申請→審査会→決定→補助事業開始・完了→実績報告書提出→検査・額確定→請求→補助金交付という流れになります。
Q	審査結果はいつわかりますか？
A	各申請受付締め切り後、審査が行われます。申請件数によっては審査に時間を要する場合もありますが、受付締め切りからおおむね1か月～2か月程度です。審査終了後にすべての申請者へ審査結果を通知します。
Q	これから開業する人も対象となりますか？
A	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、 既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日よりも後である場合や、申請日時点で開業の実態のない場合）は対象外です。創業予定者は、創業者向けの支援がご案内できることもありますのでご相談ください。
Q	事業所の所在地が分かる（古賀市内で事業を営むことを証する）書類とはどのようなものがあるか
A	営業許可証やオープン時に作成し広く配布した実績がわかるチラシ、店舗のHP画面のコピー、賃貸借契約書、事業所あての公共料金支払い領収書等が考えられます。
Q	補助事業を市外で実施する予定ですが、対象となりますか？

古賀市新たな観光事業促進補助金 Q&A（060401）

A	本補助金は市外から市内へ誘客を行い本市の観光事業を推進していくことを趣旨としていることから本市の地域資源を活用して市外で事業を行うだけでは対象外となります。
Q	申請したい事業内容がどの活動に該当するかわかりません。
A	どの活動に該当するかは申請者ご自身で判断していただくことになりますので、不明な場合は事前にお問い合わせください。
Q	事業に事前着手したいと考えているが、事前着手届は申請書類一式を提出しないと提出できないのか。
A	そのとおりです。申請書類一式と一緒に提出いただくか、申請書類一式を提出した後に提出いただくかのどちらかになります。申請書類を提出する前に、事前着手届の提出をすることはできません。
Q	申請前に契約した内容も事前着手届を出せば対象経費に認められるのか？
A	認められません。事前着手行為が認められるものは事前着手届を提出した日以降の行為に限ります。
【対象経費】	
Q	ホームページの制作も対象となりますか？
A	補助対象事業を実施するために効果的な取り組みであれば対象となります。すでに自社のホームページをお持ちの方は、補助対象事業に関する部分のみが対象となります

古賀市新たな観光事業促進補助金 Q&A（060401）

	（例えば、補助対象事業のために制作するページに合わせてホームページ全体の再編集やデザイン変更などは対象外となります）。 サーバーの使用料などホームページ維持に係る費用は対象外となります。
Q	事業を行うためにアルバイトを雇う予定です。人件費は対象になりますか？
A	人件費は対象外です。
Q	汎用性があるものとは何ですか？
A	さまざまな用途に広く使えるもので、補助対象事業以外にも使用可能なものです。具体的な例として、パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末 ・ウェアラブル端末、PC 周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・ヘッドセット・イヤホン）などです。 これは一例です。購入等を検討しているものの、対象となるかならないかが不明な場合は、事前にお問い合わせください 。
Q	備品購入はネットでの購入は可能ですか？
A	インターネット（通信販売）での購入は可能です。ただし、支払い時にポイントで一部支払うなど代金に充当した金額は補助対象外となります。実績報告の際に支払いを証する書類として購入先からの請求書、領収書の写しを提出していただくことになりますので、発行できる事業者からの購入をお願いします。
Q	オークションでの購入は可能ですか？
A	オークションによる購入は対象外となります。

古賀市新たな観光事業促進補助金 Q&A（060401）

Q	キッチンカーの購入は対象になりますか？
A	キッチンカーに限らず自動車、オートバイ、自転車の購入は補助対象外となります。ただし、移動販売等を目的として既存自動車を改装する場合、その改装する部分のみ補助の対象となります。
Q	クレジットカード等で支払ってもいいですか？
A	クレジットカード払い等も可能です。ただし、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期限を過ぎている支払いについては、補助対象外となります。